

業務月報

(Business monthly report)

令和7年4月1日発行

ハローワークいずも

—目次—

1. 一般職業紹介状況 (P2)
2. 求人の状況 (P4)
3. 求職の状況 (P6)
4. 雇用保険の状況 (P7)
5. 人員整理の状況 (P7)

(※ 指標については全て2月内容です)



1. 一般職業紹介状況

令和7年2月の月間有効求人倍率は1.48倍で、前年同月と同率でした。

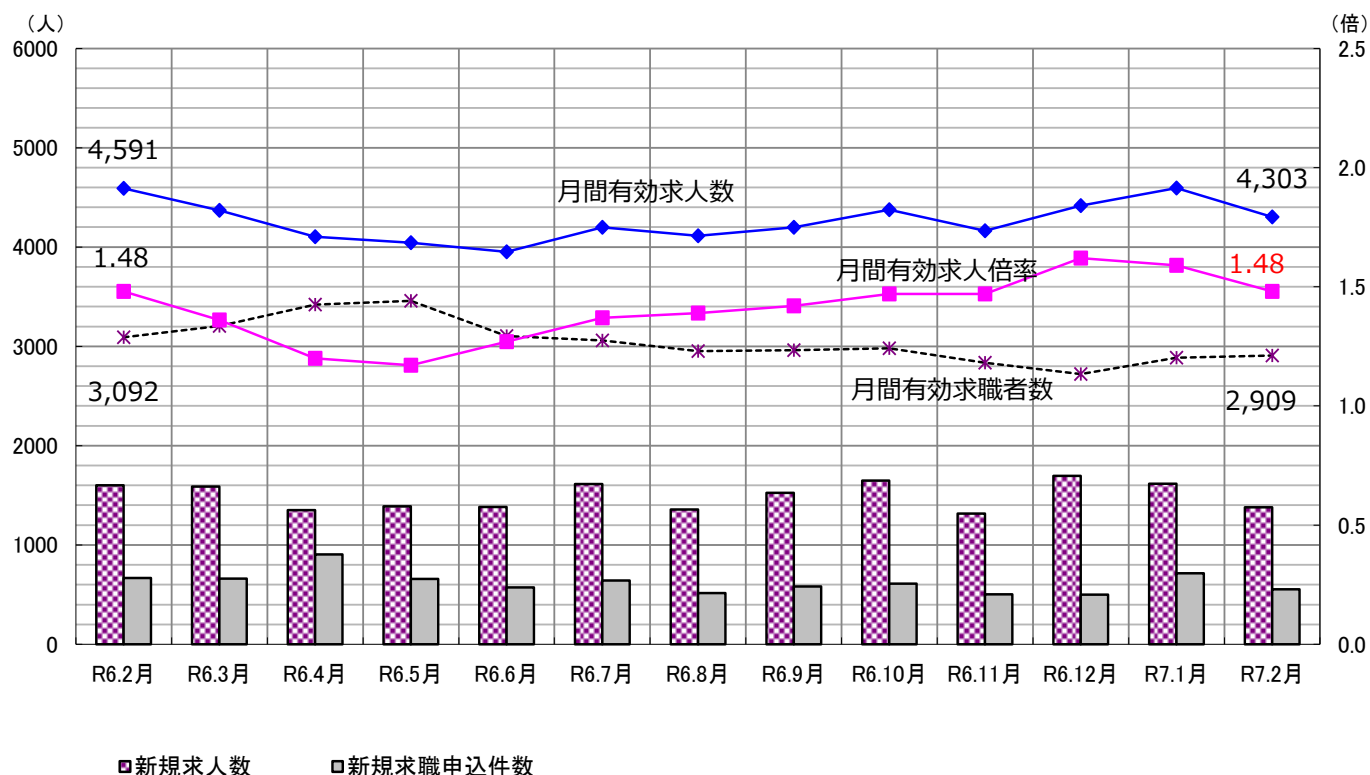
新規求人倍率は2.50倍となり、前年同月を0.10ポイント上回りました。

また、新規求人数は1,380人で、前年同月比で13.8%減少しました。

これを産業別に前年同月と比較すると、運輸業、郵便業で8.6%、不動産業、物品賃貸業で14.3%、生活関連サービス業、娯楽業で48.1%、医療、福祉で8.6%、公務、その他で5.0%増加したのに対し、農・林・漁業で26.3%、建設業で7.5%、製造業で34.4%、情報通信業で6.1%、卸売・小売業で49.3%、金融業・保険業で100.0%、学術研究、専門・技術サービス業で33.9%、宿泊業、飲食サービス業で6.5%、教育、学習支援業で29.3%、サービス業（他に分類されないもの）で23.0%減少しました。

新規求職申込件数は553件となり、前年同月比17.1%の減少となりました。

新規求職申込件数を前年同月と比較すると、年齢別状況では、45歳未満で17.4%、45歳以上54歳以下で30.6%、55歳以上64歳以下で4.7%、65歳以上で9.1%減少しました。常用求職者の態様別状況では、在職者が16.1%、事業主都合が25.4%、自己都合が13.0%、無業者が32.7%減少しました。



一般職業紹介状況(パートタイムを含む)

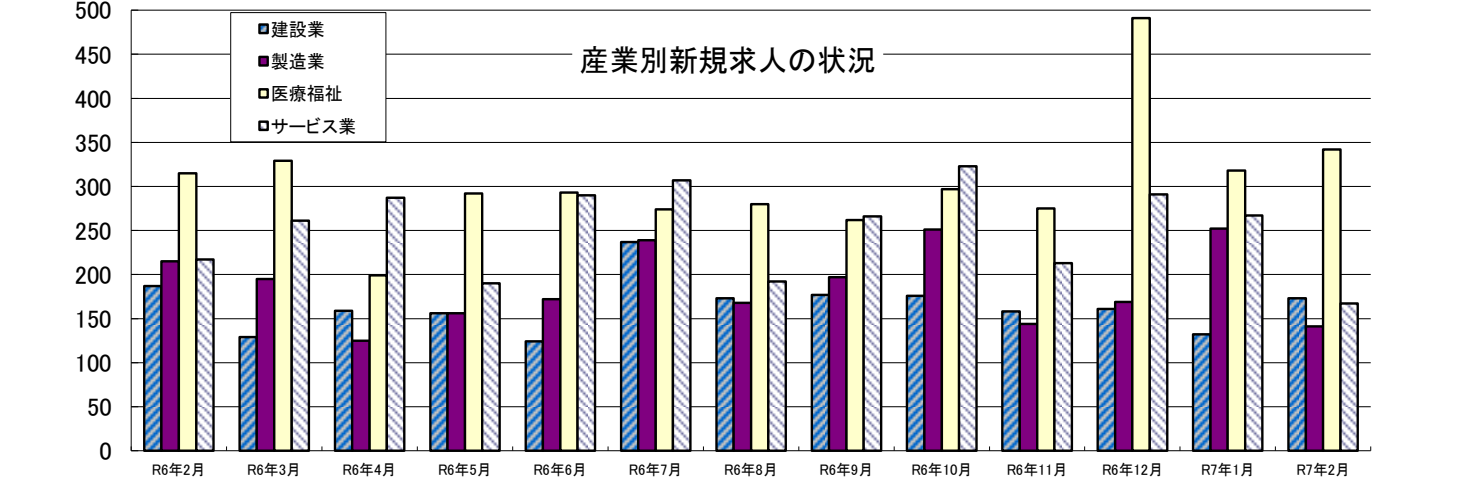
項 目 \ 年 月	7年2月	7年1月	6年2月	前月比 差(％、 ポイント)	前年比 差(％、 ポイント)
1. 新規求人数	1,380	1,616	1,601	▲ 14.6	▲ 13.8
うちパートタイム	438	624	510	▲ 29.8	▲ 14.1
2. 月間有効求人数	4,303	4,595	4,591	▲ 6.4	▲ 6.3
うちパートタイム	1,427	1,503	1,584	▲ 5.1	▲ 9.9
3. 新規求職申込件数	553	714	667	▲ 22.5	▲ 17.1
うち 男	233	314	256	▲ 25.8	▲ 9.0
うち 女	320	400	411	▲ 20.0	▲ 22.1
4. 月間有効求職者数	2,909	2,886	3,092	0.8	▲ 5.9
5. 紹介件数	561	529	654	6.0	▲ 14.2
6. 就職件数	245	193	260	26.9	▲ 5.8
うち雇用保険受給者	71	52	84	36.5	▲ 15.5
7. 充足数	238	174	259	36.8	▲ 8.1
8. 新規求人倍率(パートを含む)	2.50	2.26	2.40	0.24	0.10
9. 新規求人倍率(パートを除く)	2.90	2.43	2.60	0.47	0.30
10. 月間有効求人倍率(パートを含む)	1.48	1.59	1.48	▲ 0.11	0.00
11. 月間有効求人倍率(パートを除く)	1.72	1.86	1.68	▲ 0.14	0.04
12. 就職率(6/3)	44.3	27.0	39.0	17.3	5.3

求人倍率

	令和 4年度	令和 5年度	R6年 2月	R6年 3月	R6年 4月	R6年 5月	R6年 6月	R6年 7月	R6年 8月	R6年 9月	R6年 10月	R6年 11月	R6年 12月	R7年 1月	R7年 2月
新規求人倍率	2.88	2.54	2.40	2.41	1.49	2.12	2.41	2.51	2.63	2.62	2.70	2.62	3.39	2.26	2.50
うち一般	3.10	2.72	2.60	2.52	1.84	2.58	2.66	2.74	3.00	2.82	2.91	3.00	3.36	2.43	2.90
うちパート	2.53	2.23	2.06	2.22	1.08	1.46	2.04	2.08	2.07	2.28	2.37	1.98	3.46	2.04	1.92
月間有効求人倍率	1.68	1.46	1.48	1.36	1.20	1.17	1.27	1.37	1.39	1.42	1.47	1.47	1.62	1.59	1.48
うち一般	2.04	1.71	1.68	1.59	1.50	1.49	1.61	1.68	1.68	1.73	1.77	1.76	1.92	1.86	1.72
うちパート	1.23	1.13	1.22	1.06	0.83	0.79	0.86	0.96	1.00	1.01	1.08	1.08	1.22	1.23	1.15

注1) 新規学卒を除く

2. 求人の状況



	新規求人数		建設業	製 造 業					卸売・ 小売業	医療福祉	サービス業	月間有効	
		うちパート			食料品・ 飲料等	衣 服・ 繊維製品	電気機械	電子部品・ デバイス				求人数	うちパート
R6年2月	1,601	510	187	215	31	15	6	17	215	315	217	4,591	1,584
	▲ 23.7	▲ 40.9	16.9	▲ 6.9	▲ 45.6	▲ 21.1	100.0	▲ 22.7	▲ 4.9	▲ 2.2	▲ 32.8	▲ 13.7	▲ 16.7
R6年3月	1,588	554	129	195	72	5	1	29	162	329	261	4,370	1,444
	▲ 14.1	▲ 12.9	▲ 29.9	▲ 21.7	24.1	▲ 68.8	▲ 80.0	▲ 31.0	▲ 33.9	24.2	▲ 39.6	▲ 15.5	▲ 22.0
R6年4月	1,351	444	159	125	44	8	0	25	171	199	287	4,105	1,263
	▲ 16.6	▲ 24.6	▲ 6.5	▲ 34.6	33.3	▲ 11.1	▲ 100.0	19.0	▲ 17.8	▲ 17.4	▲ 15.1	▲ 14.7	▲ 24.4
R6年5月	1,390	401	156	156	30	11	9	9	177	292	190	4,042	1,248
	▲ 20.3	▲ 25.2	7.6	▲ 43.9	▲ 23.1	▲ 21.4	200.0	▲ 92.4	8.6	▲ 5.2	▲ 44.1	▲ 16.2	▲ 21.6
R6年6月	1,384	465	124	172	48	6	0	12	151	293	290	3,953	1,205
	▲ 16.2	▲ 20.4	▲ 23.0	▲ 18.9	▲ 17.2	▲ 40.0	▲ 100.0	▲ 68.4	▲ 22.6	1.4	▲ 7.6	▲ 15.2	▲ 21.7
R6年7月	1,612	476	237	239	39	10	0	124	148	274	307	4,198	1,259
	11.8	1.9	35.4	88.2	62.5	▲ 28.6	▲ 100.0	416.7	▲ 14.9	8.7	▲ 13.5	▲ 5.6	▲ 12.6
R6年8月	1,356	431	173	168	43	15	12	8	135	280	192	4,113	1,260
	▲ 24.9	▲ 26.2	▲ 6.5	▲ 50.4	▲ 18.9	7.1	71.4	▲ 93.0	▲ 37.2	▲ 4.1	▲ 37.3	▲ 11.7	▲ 16.2
R6年9月	1,525	514	177	197	61	11	4	15	178	262	266	4,199	1,287
	▲ 6.2	▲ 9.0	1.7	▲ 7.5	▲ 27.4	120.0	▲ 33.3	▲ 51.6	▲ 17.6	▲ 19.1	3.5	▲ 9.7	▲ 15.2
R6年10月	1,649	562	176	251	55	12	4	118	259	297	323	4,374	1,402
	20.7	16.6	7.3	59.9	10.0	▲ 7.7	33.3	391.7	94.7	10.4	17.9	▲ 2.8	▲ 5.3
R6年11月	1,316	377	158	144	35	10	3	13	140	275	213	4,164	1,323
	▲ 19.1	▲ 28.7	6.0	▲ 56.5	▲ 10.3	▲ 50.0	▲ 25.0	▲ 89.8	▲ 30.7	▲ 5.2	▲ 2.7	▲ 5.7	▲ 7.2
R6年12月	1,697	602	161	169	37	4	4	25	139	491	291	4,418	1,397
	1.9	3.4	▲ 12.0	▲ 14.6	▲ 50.0	0.0	0.0	38.9	▲ 25.7	40.7	▲ 0.7	0.6	▲ 3.2
R7年1月	1,616	624	132	252	57	2	1	121	181	318	267	4,595	1,503
	4.9	4.7	▲ 15.4	69.1	67.6	▲ 66.7	－	476.2	23.1	3.6	▲ 8.9	3.4	▲ 2.0
R7年2月	1,380	438	173	141	28	16	5	7	109	342	167	4,303	1,427
	▲ 13.8	▲ 14.1	▲ 7.5	▲ 34.4	▲ 9.7	6.7	▲ 16.7	▲ 58.8	▲ 49.3	8.6	▲ 23.0	▲ 6.3	▲ 9.9

注1) 新規学卒を除く

注2) 下段は前年同期比

新産業分類別・規模別新規求人の状況(パートを含む)

産業分類別		年 月	7年2月		6年2月		前年同月比	
			うち一般	うちパート		うち一般	うちパート	(%)
AB	農・林・漁業(01～04)	14	8	6	19	17	2	▲ 26.3
C	鉱業、採石業、砂利採取業(05)	4	4	0	0	0	0	-
D	建設業(06～08)	173	173	0	187	185	2	▲ 7.5
E	製造業(09～32)	141	96	45	215	144	71	▲ 34.4
	09食料品製造業	18	7	11	28	12	16	▲ 35.7
	10飲料・たばこ・飼料製造業	10	0	10	3	1	2	233.3
	11繊維工業	16	8	8	15	4	11	6.7
	12木材・木製品製造業(家具を除く)	12	11	1	11	8	3	9.1
	13家具・装備品製造業	0	0	0	3	3	0	▲ 100.0
	14パルプ・紙・紙加工品製造業	18	10	8	32	13	19	▲ 43.8
	15印刷・同関連業	8	5	3	4	4	0	100.0
	16化学工業	0	0	0	2	2	0	▲ 100.0
	17石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	2	2	0	▲ 100.0
	18プラスチック製品製造業	1	0	1	1	1	0	0.0
	19ゴム製品製造業	0	0	0	0	0	0	-
	21窯業・土石製品製造業	14	13	1	18	17	1	▲ 22.2
	22鉄鋼業	4	4	0	8	8	0	▲ 50.0
	23非鉄金属製造業	0	0	0	0	0	0	-
	24金属製品製造業	2	1	1	13	13	0	▲ 84.6
	25はん用機械器具製造業	4	4	0	5	5	0	▲ 20.0
	26生産用機械器具製造業	11	10	1	22	20	2	▲ 50.0
	27業務用機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	-
	28電子部品・デバイス・電子回路製造業	7	7	0	17	10	7	▲ 58.8
	29電気機械器具製造業	5	5	0	6	6	0	▲ 16.7
	30情報通信機械器具製造業	11	11	0	20	10	10	▲ 45.0
	31輸送用機械器具製造業	0	0	0	5	5	0	▲ 100.0
	20・32その他の製造業	0	0	0	0	0	0	-
F	電気・ガス・熱供給・水道業(33～36)	3	3	0	0	0	0	-
G	情報通信業(37～41)	31	30	1	33	32	1	▲ 6.1
H	運輸業、郵便業(42～49)	88	77	11	81	75	6	8.6
I	卸売・小売業(50～61)	109	79	30	215	111	104	▲ 49.3
J	金融業・保険業(62～67)	0	0	0	1	0	1	▲ 100.0
K	不動産業、物品賃貸業(68～70)	8	4	4	7	7	0	14.3
L	学術研究、専門・技術サービス業(71～74)	37	33	4	56	45	11	▲ 33.9
M	宿泊業、飲食サービス業(75～77)	58	23	35	62	28	34	▲ 6.5
N	生活関連サービス業、娯楽業(78～80)	77	33	44	52	31	21	48.1
O	教育、学習支援業(81,82)	41	26	15	58	28	30	▲ 29.3
P	医療、福祉(83～85)	342	199	143	315	186	129	8.6
Q	複合サービス事業(86,87)	3	1	2	3	2	1	0.0
R	サービス業(他に分類されないもの)(88～96)	167	142	25	217	185	32	▲ 23.0
S, T	公務、その他(97,98,99)	84	11	73	80	15	65	5.0
合 計		1,380	942	438	1,601	1,091	510	▲ 13.8
事業 所規 模別	29人以下	875	591	284	1,047	726	321	▲ 16.4
	30～99人	333	240	93	361	230	131	▲ 7.8
	100～299人	76	44	32	98	66	32	▲ 22.4
	300～499人	37	28	9	32	31	1	15.6
	500人以上	59	39	20	63	38	25	▲ 6.3

主要産業別一般新規求人(前年同月比)(パートタイムを含む)

主要産業		月	R6.9月	R6.10月	R6.11月	R6.12月	R7.1月	R7.2月
建設業 製造業 卸売・小売業 サービス業	建設業		1.7	7.3	6.0	▲ 12.0	▲ 15.4	▲ 7.5
	製造業		▲ 7.5	59.9	▲ 56.5	▲ 14.6	69.1	▲ 34.4
	卸売・小売業		▲ 17.6	94.7	▲ 30.7	▲ 25.7	23.1	▲ 49.3
	サービス業		3.5	17.9	▲ 2.7	▲ 0.7	▲ 8.9	▲ 23.0
	合計							

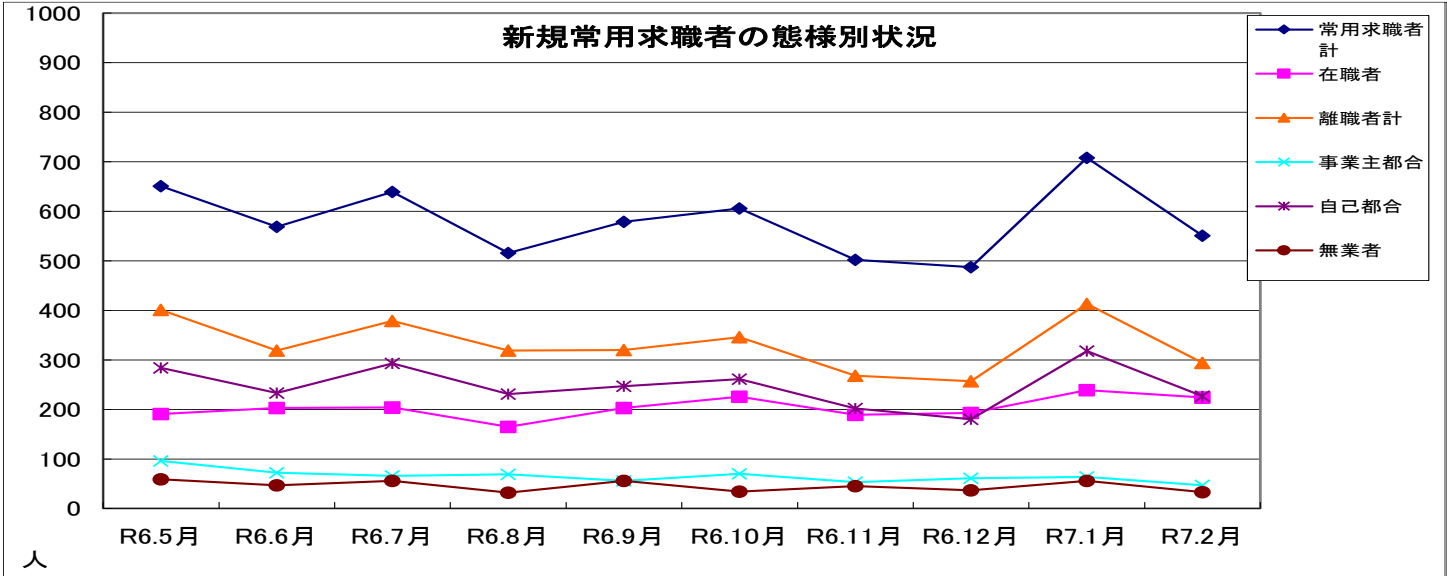
3. 求職の状況

	新規求職申込		性 別		年 齢 別 状 況				新規常用求職者の態様別状況						月間有効求職者	
	件数	うちパート	男	女	45歳未満	45～54	55～64	65歳以上	常用求職者計	在職者	離職者計			無業者		うちパート
												事業主都合	自己都合			
R6年2月	667	247	256	411	328	144	107	88	661	267	345	63	261	49	3,092	1,299
	▲ 2.5	▲ 0.8	▲ 13.2	5.7	▲ 2.1	▲ 2.7	▲ 15.7	18.9	▲ 2.7	▲ 9.2	▲ 1.7	▲ 17.1	2.4	44.1	7.1	9.4
R6年3月	660	250	288	372	333	122	106	99	657	255	347	68	257	55	3,206	1,361
	▲ 12.5	▲ 9.7	▲ 10.3	▲ 14.1	▲ 11.9	▲ 21.3	▲ 10.2	▲ 3.9	▲ 12.3	1.2	▲ 20.0	▲ 30.6	▲ 18.4	▲ 12.7	2.8	6.2
R6年4月	904	410	396	508	376	157	167	204	900	207	636	181	400	57	3,421	1,527
	0.1	1.2	0.5	▲ 0.2	▲ 10.5	13.8	17.6	0.5	1.2	▲ 5.0	3.9	▲ 7.7	7.8	▲ 3.4	4.0	7.1
R6年5月	657	274	248	409	330	96	102	129	651	191	401	96	284	59	3,457	1,579
	2.2	3.0	▲ 9.8	11.1	▲ 0.3	▲ 15.0	2.0	30.3	2.5	▲ 7.7	10.5	47.7	2.9	▲ 9.2	5.0	6.9
R6年6月	574	228	237	337	290	111	101	72	569	203	319	72	233	47	3,105	1,402
	▲ 12.8	▲ 14.6	▲ 11.2	▲ 13.8	▲ 9.4	▲ 15.3	▲ 8.2	▲ 25.8	▲ 12.5	▲ 3.8	▲ 20.6	▲ 13.3	▲ 24.1	27.0	▲ 5.1	▲ 4.4
R6年7月	643	229	289	354	329	118	107	89	639	204	379	66	293	56	3,059	1,307
	22.7	33.1	19.9	25.1	14.6	21.6	25.9	61.8	23.8	3.6	34.4	6.5	37.6	51.4	0.6	▲ 0.8
R6年8月	516	208	257	259	246	96	88	86	516	165	319	69	231	32	2,953	1,259
	▲ 8.8	▲ 1.0	3.2	▲ 18.3	▲ 14.3	▲ 9.4	▲ 7.4	10.3	▲ 7.9	▲ 23.3	1.6	25.5	▲ 4.9	3.2	▲ 3.9	▲ 4.1
R6年9月	583	225	248	335	320	117	84	62	579	203	320	56	247	56	2,960	1,273
	▲ 10.2	▲ 8.2	▲ 9.5	▲ 10.7	▲ 1.5	▲ 12.0	▲ 16.0	▲ 31.9	▲ 9.0	▲ 21.6	▲ 3.0	▲ 24.3	1.6	19.1	▲ 4.1	▲ 1.2
R6年10月	610	237	263	347	310	113	102	85	606	226	346	70	261	34	2,980	1,299
	▲ 5.1	2.6	4.0	▲ 11.0	▲ 3.7	▲ 12.4	0.0	▲ 5.6	▲ 5.0	▲ 7.8	▲ 0.6	7.7	▲ 3.3	▲ 24.4	▲ 5.0	▲ 0.4
R6年11月	503	190	235	268	253	102	86	62	502	189	268	53	202	45	2,834	1,221
	▲ 5.5	▲ 5.5	7.8	▲ 14.6	▲ 15.7	8.5	4.9	10.7	▲ 4.0	▲ 2.6	▲ 3.2	20.5	▲ 9.4	▲ 13.5	▲ 7.7	▲ 6.2
R6年12月	500	174	219	281	241	101	92	66	487	193	257	61	180	37	2,720	1,149
	6.4	4.8	▲ 3.1	15.2	3.0	20.2	12.2	▲ 5.7	5.0	▲ 8.5	12.7	52.5	2.3	48.0	▲ 5.6	▲ 7.6
R7年1月	714	306	314	400	334	122	134	124	708	239	413	64	318	56	2,886	1,225
	7.7	20.5	10.6	5.5	▲ 1.2	7.0	18.6	26.5	7.9	▲ 11.8	18.3	3.2	16.5	55.6	▲ 2.6	▲ 2.2
R7年2月	553	228	233	320	271	100	102	80	551	224	294	47	227	33	2,909	1,237
	▲ 17.1	▲ 7.7	▲ 9.0	▲ 22.1	▲ 17.4	▲ 30.6	▲ 4.7	▲ 9.1	▲ 16.6	▲ 16.1	▲ 14.8	▲ 25.4	▲ 13.0	▲ 32.7	▲ 5.9	▲ 4.8

注1) 新規学卒を除く

注2) 下段は前年同期比

(件・%)



4. 雇用保険の状況

雇用保険の状況(短時間を含む)

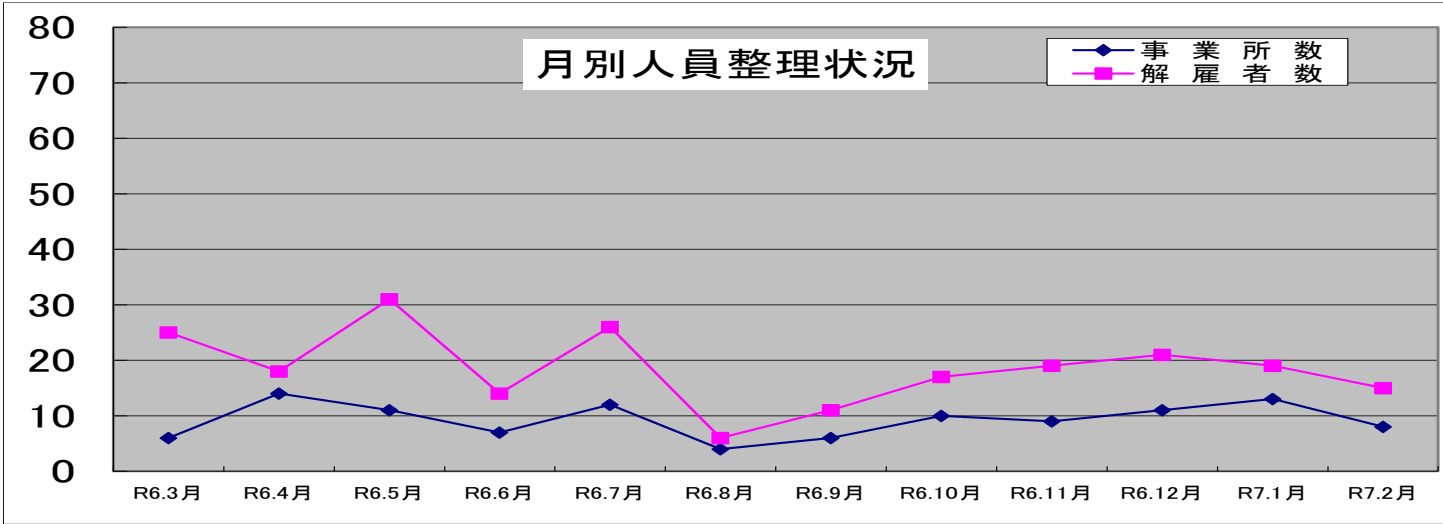
年 月 項 目	7年2月			7年1月	6年2月	前月比 (%)	前年比 (%)
		うち男	うち女				
1. 月末現在適用事業所数	3,251			3,251	3,256	0.0	▲ 0.2
2. 月末現在被保険者数	50,300	28,050	22,250	50,402	50,543	▲ 0.2	▲ 0.5
3. 資格取得者数	376	190	186	435	425	▲ 13.6	▲ 11.5
4. 資格喪失者数	474	241	233	728	603	▲ 34.9	▲ 21.4
5. 一般受給資格決定件数	137	65	72	183	190	▲ 25.1	▲ 27.9
うち県外離職者数	23	7	16	44	49	▲ 47.7	▲ 53.1
6. 初回受給者数	113	41	72	93	142	21.5	▲ 20.4
7. 受給者実人員	547	244	303	571	534	▲ 4.2	2.4
8. 基本手当基本分支給額(千円)	62,641			75,532	62,915	▲ 17.1	▲ 0.4

※受給資格決定件数: 安定所が受け付けた離職票を審査し、受給資格があると決定した件数

※受給者実人員: 基本手当を実際に受けた受給資格者の実数(1 月中に2回以上受けた人も実人員としては1人となる)

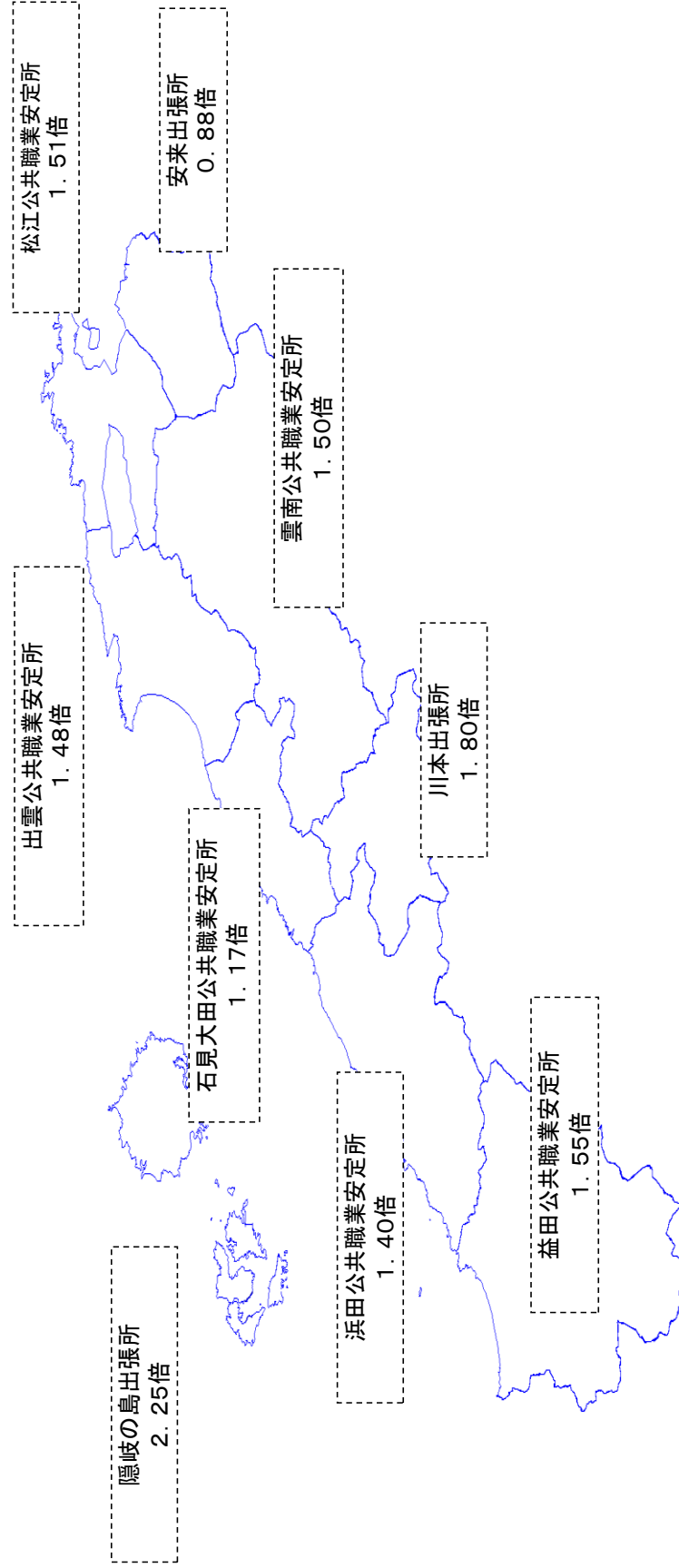
5. 人員整理の状況

月別 区分	令和 5年度計	R6.3月	R6.4月	R6.5月	R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月	R6.11月	R6.12月	R7.1月	R7.2月	12ヵ月計
事業所数	105	6	14	11	7	12	4	6	10	9	11	13	8	111
対前年比	▲ 1.8	▲ 57.1	▲ 12.5	▲ 15.4	▲ 30.0	71.4	▲ 42.9	▲ 14.3	11.1	12.5	266.7	44.4	▲ 20.0	▲ 1.8
解雇者数	233	25	18	31	14	26	6	11	17	19	21	19	15	222
対前年比	6.7	▲ 39.0	▲ 33.3	72.2	▲ 48.1	85.7	▲ 71.4	▲ 47.6	▲ 19.0	▲ 9.5	250.0	26.7	▲ 11.8	▲ 10.8



求人と求職の動きを県内のハローワーク別に
求人倍率で見ると・・・

令和7年2月
県内月間有効求人倍率
1.36倍



2025年4月から 「出生後休業支援給付金」を創設します

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

1 支給要件

被保険者（雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。）が、次の①および②の要件を満たした場合に、「出生後休業支援給付金」を支給します。

- ① 被保険者が、対象期間※に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと。
- ② 被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上育児休業を取得したこと、または、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」（裏面の3参照）に該当していること。

※ 対象期間：

- ・被保険者が産後休業をしていない場合（被保険者が父親または子が養子の場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間。
- ・被保険者が産後休業をした場合（被保険者が母親、かつ、子が養子でない場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して16週間を経過する日の翌日」までの期間。

➢ 2025年4月1日より前から引き続いて育児休業をしている場合は、下線部分を「2025年4月1日」として要件を確認します。

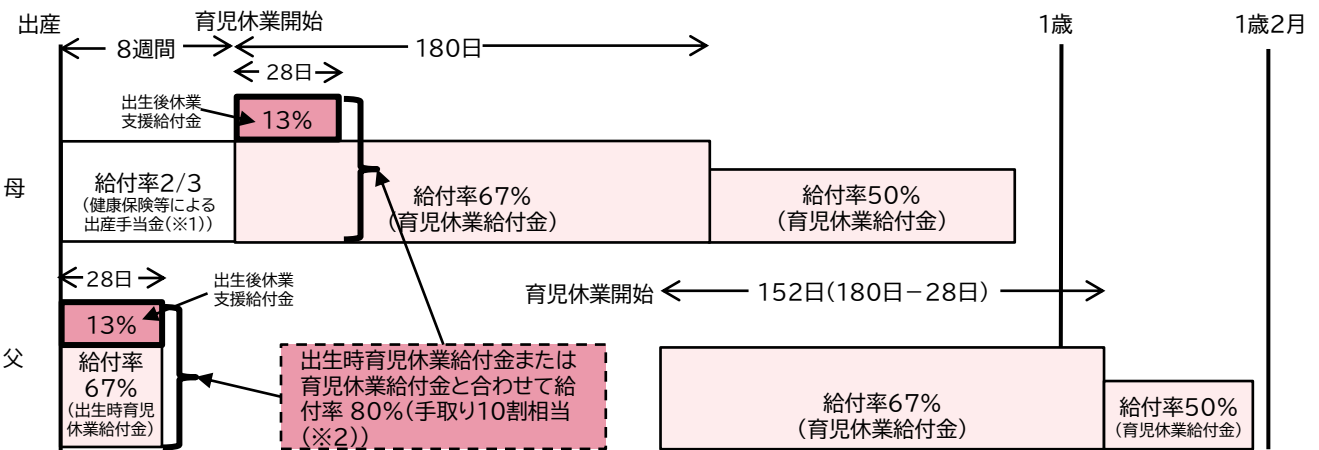
2 支給額

支給額＝休業開始時賃金日額※1×休業期間の日数（28日が上限）※2×13%

- ※1 同一の子に係る最初の出生時育児休業または育児休業の開始前直近6か月間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額。
- ※2 支給日数は、対象期間における出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業の取得日数であり、28日を上限とする。

支給額のイメージ

※パパ・ママ育休プラス制度を活用した場合のイメージを記載しています。



- ※1 出産手当金につきましては、ハローワークが取り扱う制度ではありません。ご自身が加入している健康保険等の運営機関へお問い合わせください。
- ※2 育児休業中は申出により健康保険料・厚生年金保険料が免除され、勤務先から給与が支給されない場合は雇用保険料の負担はありません。また、育児休業等給付は非課税です。このため、休業開始時賃金日額の80%の給付率で手取り10割相当の給付となります。ただし、休業開始時賃金日額には上限額（2025年4月1日時点：15,690円（毎年8月1日に改定））があることにご留意ください。
- ※3 就労状況・賃金支払状況により出生時育児休業給付金または育児休業給付金が不支給となった場合は、出生後休業支援給付金の支給は行いません。

3 配偶者の育児休業を要件としない場合

子の出生日の翌日において、次の1～7のいずれかに該当する場合は、配偶者の育児休業を必要としません。なお、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、必ずいずれかの事由(主に4, 5, 6のいずれか)に該当することとなりますので、配偶者(母親)の育児休業取得の有無は要件になりません。

1. 配偶者がいない

配偶者が行方不明の場合も含まれます。ただし、配偶者が勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合または災害により行方不明となっている場合に限りません。

2. 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない

3. 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中

4. 配偶者が無業者

5. 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない

6. 配偶者が産後休業中

7. 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

配偶者が日々雇用される者など育児休業をすることができない場合や、育児休業をしても給付金が支給されない場合(育児休業給付の受給資格がない場合など)が該当します。なお、単に配偶者の業務の都合により育児休業を取得しない場合等は含まれません。

4 支給申請手続

- ・ 出生後休業支援給付金の支給申請は、原則として、出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給申請と併せて、同一の支給申請書を用いて行っていただくこととなります。
- ・ 出生時育児休業給付金または育児休業給付金の申請後に、出生後休業支援給付金の支給申請を別途行うことも可能ですが、その場合は、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給された後に申請してください。

出生後休業支援給付金の支給要件を満たす場合は、支給申請書にある次の Ⅰ Ⅱ Ⅲ の項目のいずれか一つを記入してください。(複数記載は不可)

Ⅰ 「配偶者の被保険者番号」欄

- ✓ 配偶者が雇用保険被保険者であって、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を一定の期間(注)に14日以上取得した場合は、「配偶者の被保険者番号」欄を記入してください。ハローワークにおいて、記入された番号における出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給日数が要件を満たしているかの確認を行います。
- ✓ 配偶者が出産してる場合は、配偶者が一定の期間(注)に育児休業をすることはありませんので、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、この欄を記入することはなく、「配偶者の状態」欄を記載いただくこととなります。

Ⅱ 「配偶者の育児休業開始年月日」欄

- ✓ 配偶者が公務員(雇用保険被保険者である場合を除く。)であって、各種法律に基づく育児休業を一定の期間(注)に14日以上取得した場合は、「配偶者の育児休業開始年月日」欄を記入してください。この場合、育児休業の承認を行った任命権者からの通知書の写しや共済組合からの給付金の支給決定通知書の写しなど配偶者が一定の期間(注)に14以上の育児休業の取得していることが確認できる書類を添付してください。
- ✓ 「配偶者の被保険者番号」欄と同様、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、この欄を記入することではなく、「配偶者の状態」欄を記載いただくこととなります。

Ⅲ 「配偶者の状態」欄

- ✓ 子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当する場合は、「配偶者の状態」欄に該当する番号を記入してください。この場合、配偶者の状態を確認できる書類を添付してください。必要な書類についてはパンフレット「育児休業等給付の内容と支給申請手続」にてご確認ください。

(注)一定の期間とは、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間をいいます。

出生後休業支援給付金において配偶者の育児休業を要件としない場合の添付書類について

- 出生後休業支援給付金は、原則として被保険者とその配偶者の両者の育児休業取得が必要ですが、子の出生日の翌日における配偶者の状態が、下表に該当する場合は、配偶者の育児休業取得は不要です。該当する場合は、支給申請書に該当する番号を記載して、以下の確認書類を添付してください。
- 被保険者の配偶者が子を出産している場合（被保険者が父親、かつ、子が養子でない場合）は、被保険者の配偶者が子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」のいずれかに該当することから、**母子健康手帳（出生届出済証明のページ）または医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）（いずれも写し可）**を提出すれば、下表に記載の確認書類を省略することができます。ただし、支給申請書の「配偶者の状態」欄には下表の該当する番号を記載してください。

子の出生日の翌日における配偶者の状態	番号	確認書類
配偶者がいない	1	① 戸籍謄（抄）本（抄本の場合は被保険者本人のもの）及び世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し または ② 被保険者がひとり親を対象とした公的な制度を利用していることが確認できる書類（遺族基礎年金の国民年金証書、児童扶養手当の受給を証明する書類、母子家庭の母等に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類など、いずれか一つで可）
配偶者が行方不明（配偶者が雇用される労働者であり勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合又は災害により行方不明となっている場合に限ります。）	1	① 世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ② 配偶者の勤務先において無断欠勤が3か月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明したもの、または、罹災証明書
配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない	2	戸籍謄（抄）本（抄本の場合は被保険者本人及び対象の子のもの。住民票において、被保険者の配偶者が世帯主となっており、対象の子との続柄が「夫の子」又は「妻の子」となっている場合は、住民票（続柄あり）の写しでも可。）
配偶者から暴力を受け、別居中	3	裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し、女性相談支援センター等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（雇用保険用）のいずれか
配偶者が無業者	4	① 世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ② 配偶者の直近の課税証明書（収入なしであることの確認のため） ※ 課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、事業主発行の退職証明書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。 ※ 配偶者が基本手当を受給中であれば、配偶者の直近の課税証明書に代えて受給資格者証の写しを添付書類とすることができます。
配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない	5	① 世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ② 配偶者の直近の課税証明書（所得の内訳の事業所得に金額が計上されており、給与収入金額が計上されていないことを確認するため） ※ 課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、給与収入金額が雇用される労働者としてのものであれば、事業主発行の退職証明書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。給与収入金額が労働者性のない役員の役員報酬である場合や、各種法律に基づく育児休業がない特別職の公務員の場合は、その身分を証明する書類（役員名簿の写しや、身分証の写しなど。）も必要です。
配偶者が産後休業中	6	母子健康手帳（出生届出済証明のページ）、医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）、出産育児一時金等の支給決定通知書のいずれか
上記以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない	7	① 世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ② 配偶者が育児休業をすることができないことの申告書（裏面参照）及び申告書に記載された必要書類



以下に記載する私の配偶者は、出生後休業支援給付金の対象となる子の出生の翌日時点で、以下の理由により給付金の対象となる育児休業をすることができないことを申告します。

フリガナ	配偶者の生年月日		
配偶者の氏名	昭和 平成	年	月 日生

チェック欄	配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができない理由	必要書類
☐	①日々雇用される者であるため	・労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し ※日雇労働被保険者の場合は、下の欄に配偶者の被保険者番号を記入していただければ、書類は不要です。 (—)
☐	②出生時育児休業の申出をすることができない有期雇用労働者（※）であるため ※子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約が満了することが明らかな有期雇用労働者が該当します。	・労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し ※以下の欄も記入してください。 労働契約の終了予定日 令和 年 月 日 子の出生日または出産予定日のうち遅い日 令和 年 月 日
☐	③労使協定に基づき事業主から育児休業の申出又は出生時育児休業の申出を拒まれたため ⇒労使協定に基づき事業主が申出を拒むことができるのは次のいずれかに該当する場合に限られます。該当するものに○をつけてください。 (ア)子の出生の翌日時点の勤務先の事業主に継続して雇用された期間が1年に満たない場合 (イ)育児休業申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかである場合 (ウ)出生時育児休業の申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかである場合 (エ)1週間の所定労働日数が2日以下の場合	・左記(ア)～(エ)のいずれかに該当することが確認できる労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し
☐	④公務員であって育児休業の請求に対して任命権者から育児休業が承認されなかったため	・任命権者からの不承認の通知書の写し
☐	⑤雇用保険被保険者ではないため、育児休業給付を受給することができない ※共済組合の組合員である公務員の場合は該当しません。	・雇用保険被保険者でないことの証明書 (1週間の所定労働時間が20時間未満の場合は、労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類に代えることも可。)
☐	⑥短期雇用特例被保険者であるため、育児休業給付を受給することができない	・下の欄に、配偶者の被保険者番号を記入してください。(必要書類はありません。)
☐	⑦雇用保険被保険者であった期間が1年未満のため、育児休業給付を受給することができない	(— —)
☐	⑧雇用保険被保険者であった期間は1年以上あるが、賃金支払いの基礎となる日数や労働時間が不足するため、育児休業給付を受給することができない	・賃金支払状況についての証明書（子の出生の翌日時点における配偶者の勤務先の事業主が証明したもの） ※子の出生の翌日時点における配偶者の勤務先における被保険者であった期間が1年未満の場合は、下の欄に配偶者の被保険者番号を記入いただければ、証明書は不要です。 (— —)
☐	⑨配偶者の勤務先の出生時育児休業又は育児休業が有給の休業であるため、育児休業給付を受給することができない ※有給でなければ出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を、期間内に通算して14日以上取得している必要があります。	・育児休業証明書及び育児休業申出書等 ※配偶者が賃金が支払われたことにより既に不支給決定を受けている場合は、下の欄に配偶者の被保険者番号を記入いただければ、育児休業証明書及び添付書類は不要です。 (— —)

氏 名



2025年4月から 「育児時短就業給付金」を創設します

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務(以下「育児時短就業」という。)した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

1 支給を受けることができる方(受給資格・支給要件)

育児時短就業給付金は、次の①・②の要件を両方満たす方が対象です。

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者^(注1)であること
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて^(注2)、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間^(注3)が12か月あること

加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給します。

- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者^(注1)である月
- ④ 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

2 支給額・支給率

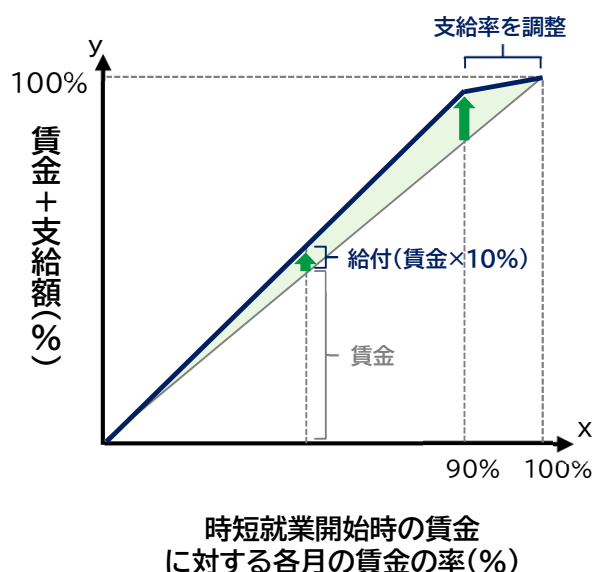
原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。ただし、育児時短就業開始時の賃金水準^(注4)を超えないように調整されます。

また、各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額^(注5)を超える場合は、超えた部分が減額されます。

なお、次の①～③の場合、給付金は支給されません。

- ① 支給対象月^(裏面参照)に支払われた賃金額が育児時短就業前の賃金水準^(注4)と比べて低下していないとき
- ② 支給対象月^(裏面参照)に支払われた賃金額が支給限度額^(注5)以上であるとき
- ③ 支給額が最低限度額^(注6)以下であるとき

支給額のイメージ

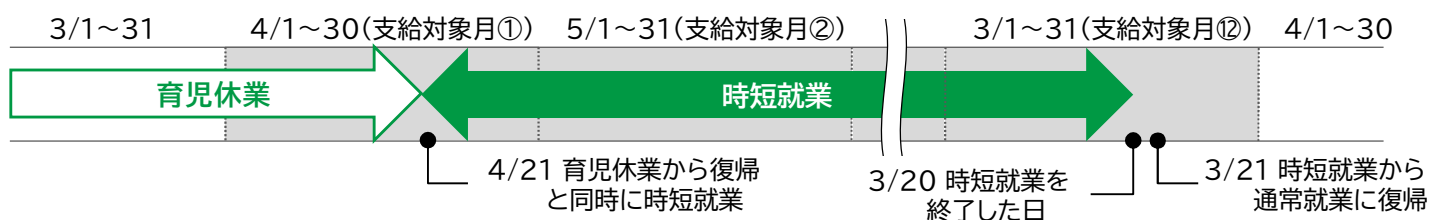


(裏面もご覧ください)

3 支給を受けることができる期間(支給対象期間)

給付金は、原則として育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各暦月(以下「支給対象月」という。)について支給します。

<支給対象月の例>



ただし、以下の①～④の日の属する月までが支給対象期間となります。

- ① 育児時短就業に係る子が2歳に達する日^(注7)の前日
- ② 産前産後休業、育児休業または介護休業を開始した日の前日
- ③ 育児時短就業に係る子とは別の子を養育するために、育児時短就業を開始した日^(注8)の前日
- ④ 子の死亡その他の事由により、子を養育しないこととなった日

4 申請手続きに関する注意事項

- 育児時短就業給付金の支給を受けるためには、被保険者を雇用している事業主の方が育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認及び支給申請を行う必要があります。育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認と初回の支給申請を同時に行うことも可能です。
- 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き^(注2)、同一の子について育児時短就業を開始した場合は、育児時短就業開始時賃金の届出は不要です。
- 支給申請は、原則として2か月ごとに(2つの支給対象月について)行うようにしてください。
- 被保険者が希望する場合は、被保険者の方が自ら支給申請を行うことや1か月ごとに支給申請を行うことも可能です。

5 経過措置(2025年4月以前から時短就業をされている方)

- 2025年4月1日より前から2歳未満の子を養育するために育児時短就業に相当する時短就業を行っている場合は、2025年4月1日から育児時短就業を開始したものとみなして、上記1②の要件や2①の育児時短就業前の賃金水準を確認し、要件を満たす場合は、2025年4月1日以降の各月を支給対象月として支給します。

(注1) 雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

(注2) 育児時短就業に係る子について育児休業給付の支給を受けていた場合であって、当該育児休業給付に係る育児休業期間の末日の翌日(復職日)から起算して、育児時短就業を開始した日の前日までの期間が14日以内のときをいいます。

(注3) 賃金支払基礎日数が11日以上ある(ない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間が80時間以上ある)完全月。

(注4) 原則として育児時短就業開始前6か月に支払われた賃金(臨時に支払われる賃金と3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く)の総額を180で除して得た額(2025年7月31日までは、上限額:15,690円、下限額:2,869円。以後毎年8月1日に改定予定。)に30を乗じた額をいいます。ただし、育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き育児時短就業を開始した場合は、育児休業給付の支給に用いた賃金月額をいいます。

(注5) 「支給限度額」:459,000円(2025年7月31日までの額。以後毎年8月1日に改定予定。)

(注6) 「最低限度額」:2,295円(2025年7月31日までの額。以後毎年8月1日に改定予定。)

(注7) 「子が2歳に達する日」とは、2歳の誕生日の前日をいいます。

(注8) 同じ月において、子Aの育児時短就業を終了し、別の子Bについて育児時短就業を開始した場合、その月は別の子Bの育児時短就業の支給対象期間となり、子Aの育児時短就業は前月までが支給対象期間となります。